

学童クラブ土曜日利用申請書

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

| | |
|------------------|--|
| フリガナ | |
| 申請者氏名 (保護者氏名) | |
| 住所 | |

学童クラブの土曜日の利用を申請します。

| | |
|------|--|
| 児童氏名 | |
|------|--|

| | | |
|---------------|---|---|
| 保護者氏名 | | |
| | 時 分 ~ 時 分 | 時 分 ~ 時 分 |
| 土曜日の 勤務状況等 | <input type="checkbox"/> 全ての土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 指定土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5 <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> 全ての土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 指定土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5 <input type="checkbox"/> その他() |

土曜日利用について

土曜日も保護者が就労等している場合に、平日の利用に加えて、土曜日の学童クラブ利用ができる制度です。(土曜日だけの利用はできません。)

■申請要件(土曜日利用の登録要件)

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の要件にある場合に、申請(登録)ができます。

- ① 土曜日の勤務が定期的に(月1回以上)ある場合。
- ② 土曜日の勤務の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降で、一日4時間以上就労等をしている場合。(通勤時間・時間外勤務は含みません。)
- ③ ①②が就労証明書等で証明されていること。

■利用できる土曜日

申請(登録)が承認された方で、保護者双方ともに勤務等がある土曜日に、土曜日利用ができます。

- ※ 保護者の一方が休日に当たる土曜日は利用できません。
- ※ 産休中の場合は利用できません。

■料金

土曜日利用に係る利用料はありません。